

中小企業販路開拓展開等支援事業  
(クール京都 首都圏・海外発信事業)補助金 交付要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、市場ニーズの変化や海外市場の成長等に対応して、中小企業者の方々が将来にわたり競争力を維持し、自社の成長・発展を図るために実施される、首都圏・海外をはじめとした販路開拓や新製品開発等の取組みを支援するために行う補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者（中小企業者として、本補助事業の対象となる会社及び個人）

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

注1 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象とする。

注2 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(2) 補助事業 市場ニーズの変化や海外市場の成長等に対応して、中小企業者の方々が将来にわたり競争力を維持し、自社の成長・発展を図るために実施される首都圏・海外をはじめとした販路開拓や新製品開発等の取組みで、補助金の交付の対象となる事業をいう。

(3) 補助事業者　補助事業を実施する者をいう。

(補助事業者)

第3条 本事業の対象となる補助事業者は、次の各号の者とする。

(1) 京都府内に主たる事業所等を有する中小企業者で、次の項目に該当しない者

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ただし、以下に該当する者は、この限りでない。

(ア) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

(イ) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（公益財団法人京都産業21等）と基本約定書を締結した者（特定VC）

(ウ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(2) 事業協同組合、企業組合等の法人各を有する団体であって、府内の中小企業者が構成員の過半数を占める団体（商店街関係の法人を除く。）

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は補助事業の対象としない。
- (1) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 対象事業者が、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（（6）に該当する場合を除く。）に、公益財団法人京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

#### （補助事業の内容）

第4条 補助事業の対象は、市場ニーズの変化や海外市場の成長等に対応して、中小企業者の方々が将来にわたり競争力を維持し、自社の成長・発展を図るために実施される首都圏・海外をはじめとした販路開拓や新製品開発等の取組みの中で、特に、計画的に自社の強みを活かし、創意工夫をこらして、果敢にイノベーションに挑戦される取組みで、補助対象期間内に実施される事業とする。

2 前項の事業は、平成24年4月1日以降に開始され、平成25年2月28日までに完了する事業とする。ただし、補助事業者が、平成25年3月に開催される展示会等に出展する場合は、平成25年3月の開催日最終日までとする

#### （補助対象経費等）

第5条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

#### （補助金の申請等）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を財団があらかじめ指定する期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届（様式第2号）を財団に提出しなければならない。

#### (補助金の交付の決定等)

第7条 財団は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査委員会において事業計画等を審査するものとし、その審査結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

なお、財団は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

- 2 前項の審査委員会に関する事項については、財団が別に定める。
- 3 財団は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、財団が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

#### (補助事業の変更、中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、事業の内容（軽微な変更を除く）を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を財団に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を財団に提出しなければならない。
- 3 財団は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

#### (補助事業遂行の義務)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

#### (補助事業の遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、財団から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、遂行状況報告書（様式第5号）を財団が定める期日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに財団に申し出て、その指示を受けなければならない。

#### (補助事業の実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から7日以内に、実績報告書（様式第6号）を財団に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が、平成25年3月に開催される展示会等に出展する場合は、展示会終了後7日以内又は平成25年3月31日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 財団は、第12条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第9条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 財団は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

2 財団は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 財団は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、財団が別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年度が経過するまでの間、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供しようとするときは、財団の承認を得なければならない。

2 財団は、前項の承認を受けた補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(立入検査等)

第18条 財団は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第19条 財団は、第13条により補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に對し支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第7号)により、財団に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業の成果の取りまとめ)

第21条 財団は、補助事業の成果を把握するため、補助事業者に対し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、毎年指定した期日までに実施状況報告書(様式第8号)の提出を求めることができる。

2 財団は、前項で把握した補助事業の成果を取りまとめ、必要に応じ公表できるものとする。

3 財団は、補助事業者に対して、他の中小企業者に対する当該補助事業の成果発表を求めることができる。

(書類の提出部数)

第22条 この要領により財団に提出する書類の部数は、請求書を除き原本(押印したもの)及びそのコピーを1部とする。

(補 則)

第23条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月30日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	区分	内 容
	事業費	<p>① 原材料費</p> <p>② 機械装置、工具器具、備品の購入、製作、改良、据付、借用に要する経費</p> <p>③ 外注加工費、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費</p> <p>④ 店舗等に供する建物の賃借料、保守又は修繕費</p> <p>⑤ 委託費</p> <p>⑥ 広告宣伝費、ホームページ作成費</p> <p>⑦ 展示会等の出展費（小間料、装飾料などの出展に要する経費）</p> <p>⑧ 旅費（但し、日当やグリーン車・ビジネスクラス等の特別に付加された料金は除く）</p> <p>⑨ 調査研究費（データ購入・調査分析に係る費用等）</p> <p>⑩ 専門家等に対する謝金</p> <p>⑪ 会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、光熱水費、通訳料、翻訳料、保険料、雑役務費</p> <p>⑫ その他事業実施に必要不可欠な経費として、審査委員会が適切と認めたもの</p>
		<p>(注) 人件費（給与等）、借入金及び支払利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、不動産増築費、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料、代引き手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は、対象外とする。</p>
補助率		2分の1以内
補助限度額		100万円以内